

香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第10号

香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和56年香川県教育委員会規則第31号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止）
- 2 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年香川県教育委員会規則第5号）は、廃止する。  
（香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）
- 3 香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成12年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任） 第2条 略</p> <p>（1）～（13） 略</p> <p><u>（14）～（22）</u> 略</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第4号、第8号から第10号まで、第13号、<u>第21号及び第22号</u>に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付するいとまのないときは、これらを専決することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（委任） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>（1）～（13） 略</p> <p><u>（14） 教育に関する公益信託の引受けの許可をすること。</u></p> <p><u>（15）～（23）</u> 略</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第4号、第8号から第10号まで、第13号、<u>第22号及び第23号</u>に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付するいとまのないときは、これらを専決することができる。</p> <p>2 略</p>